更生計画認可

令和６年（ミ）第１３号

鹿児島県鹿児島市東千石町２番30号
更生会社　株式会社エヌシーガイドショップ

１　決定年月日　令和７年12月12日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　更生計画の基本方針（省略）

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生担保権

確定した更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表５「更生担保権弁済計画表」記載のとおりである。

（確定更生担保権）1,067,622,312円
（債権者数）　６件

第２　権利の変更及び弁済方法

更生計画認可決定確定日から１か月以内で管財人が定める日（以下「一括弁済日」という。）に、別表５「更生担保権弁済計画表」記載の確定更生担保権額の全額を、一括して弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び納付方法

第１　租税等の請求権

１　届出債権

届出のあった租税等の請求権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表６「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおりである。

（届出債権額）4,424,364円及び額未定
内訳
①　本税　4,424,364円
②　更生手続開始決定日の前日までの間に生じた延滞税、利子税及び延滞金（以下「延滞金等」という。）
０円